

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 6 月 25 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 2 1 番地 6

氏 名 太平洋セメント株式会社 大船渡工場

工 場 長 高 田 典 幸

電話番号 0 1 9 2 - 2 6 - 2 1 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

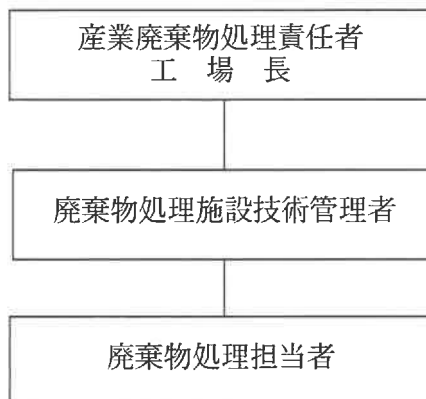
事業場の名称	太平洋セメント株式会社 大船渡工場
事業場の所在地	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 2 1 番地 6
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	セメント製造業
②事業の規模	製造製品出荷額 2 7 4 億円
③従業員数	1 7 4 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（廃耐火れんが） → セメント焼成工程（廃棄物処理施設）で使用 → 使用済み廃耐火れんが（屑れんが）が発生 → セメント原料として再利用 → 全てセメント資源化

(日本産業規格 A 列 4 番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	排 出 量	1, 840. 96 t	t
	(これまでに実施した取組) 定期修理の際、セメント焼成炉内の耐火れんが巻き替え工事及び故障等で発生する廃棄物であるが、れんがの摩耗抑制及び脱落事故防止のための運転技術確立や、購入するれんがの材質等検討を実施し、排出量の抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	排 出 量	1, 600. 00 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取組を継続して実施する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃耐火れんがは分別することなくセメント原料として再利用する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も分別せずセメント原料として再利用する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1, 840. 96 t	t
	(これまでに実施した取組) 全ての廃耐火れんがは、当工場においてセメント原料として利用し、セメント製品となる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1, 600. 00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も現在同様セメント原料として再利用する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	全 処 理 委 託 量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (廃耐火れんが)	
	全 処 理 委 託 量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。